平成22年度地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター財務諸表の概要

- 1 東京都健康長寿医療センター(以下「法人」という。)の財務諸表の取扱いについて(地方独立行政法人法第34条)
 - (1)法人は、毎事業年度の終了後三月以内に財務諸表を作成し、設立団体の長へ提出し、その承認を受けなければならない。
 - (2)法人は、財務諸表及び決算報告書に関し、監事の監査を受けなければならない。
 - (3)設立団体の長は、財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - (4)法人は、設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく財務諸表を公告し、かつ一般の閲覧に供しなければならない。

2 平成22年度財務諸表の概要及び相互関連図

キャッシュフロー計算書			貸借対照表		損益計算書	
(会計期間の活動区分別資金の流れ) (百万円)		(期末	(期末日の財政状態)		(会計期間の運営状況)	
	(<u>日</u> /)[]		(百万円 <u>)</u> 【	1		(百万円)
		資産 21,72 <i>°</i>			<営業費用>	<営業収益及び 営業外収益>
		[17,360	'		14,388	15,724
<支出>	<収入	[17,500	固定負債		[13,522]	[15,162]
		固定資	產 (4,437)			
18,499	18,317	(13,920	0) 流動負債			運営費負担金·運営
[12,601]	[16,031]		(2,496)		医業費用	費交付金等に基づく
			<純資産>	1	(11,221)	収益以外の収益
			14,788		研究事業費用	(10,359)
業務活動	業務活動	流動資	産 [13,451]		(1,667)	
(13,163)	(15,327)	(7,801)		一般管理費	
投資活動	投資活動		資本金		(1,500)	
(5,003)	(4)	現金及び預算	金を除 (9,410)			運営費負担金
財務活動	財務活動	〈流動資	産 資本剰余金			(2,972)
(333)	(2,986)	(1,973)	(2,404)			運営費交付金
		現金及び発	項金	利益		(1,959)
		(5,828)	積立金	剰余金		補助金等収入
期末残高	期首残高	定期預金(2	(1,640)	}/	<当期総利益>	(435)
3,328	3,510	現金(3,3	28) 当期未処分利益]	1,334[1,640]	
[3,510]	[80]		(1,334)])	4[0.4]	1[0]
			目的積立金 (1,334)		臨時損失	臨時利益

行政サービス実施コスト計算書 (都民負担に帰すべきコスト集約) (百万円)

業務費用 自己収入等 14,392 10.283 [13,522] [9,576] 医業収益 (9.967)研究事業収益 (240)寄附金収益 (9) その他 (67)行政サービス 実施コスト 4.317 機会費用等 [4,944] 207 [998]

引当外退職給付增 加見積額 516 機会費用 723

[]内は、21年度

百万円未満を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。